

福島県内の中小企業向け 復旧・復興支援ガイドブック

(Ver. 24.1)

○主な改定事項

8. ふくしま産業復興雇用支援事業(助成金) (P.11) 8月2日締切
※制度の見直しに合わせ、随時、改定します。

○注目情報

3. 中小企業国際化支援事業 ～製造業向け補助事業～ (P. 5)
4. 海外商談・販売促進活動支援助成事業 (P. 6)
19. 避難解除区域等における課税の特例
(1) 既存事業者向け (P. 21) 「確認」手続きが必要
(2) 新規立地事業者等向け (P. 22) 「認定」手続きが必要
20. ふくしま産業復興投資促進特区 (P. 23) 「指定」手続きが必要

○県ホームページからダウンロードできます。

「福島県 中小企業 復興支援 ガイドブック」等で検索して下さい。
http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/Guide_Book_ver24.1.pdf

福島県では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を目指す県内の中小企業の皆様を支援するため、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算等により、補助制度や資金繰り支援制度、雇用支援制度等を実施するほか、各種相談窓口を設置しております。

被災されました皆様の一刻も早い復旧・復興を、精一杯サポートしてまいります。



Future From Fukushima.

平成25年7月
福島県商工労働部

福島県内の中小企業向け 復旧・復興支援ガイドブック目次

○補助制度

1. 中小企業等復旧・復興支援事業 ～借上・移設、建替・購入・修繕～ P. 1
2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 ～施設・設備～ P. 4
3. 中小企業国際化支援事業 ～製造業向け補助事業～ P. 5
4. 海外商談・販売促進活動支援助成事業 P. 6

○資金繰り支援

5. 福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」 P. 7
6. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」 P. 8
7. 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 P. 10

○雇用支援

8. ふくしま産業復興雇用支援事業(助成金) P. 11
9. 雇用調整助成金等による支援 P. 12
10. 震災関連人材育成支援奨励金 P. 14

○空き工場、仮設店舗・仮設工場

11. 空き工場、倉庫、工場用地等の紹介について P. 15
12. 仮設店舗、仮設工場の整備 ～中小機構事業～ P. 15

○風評対策

13. 工業製品の残留放射線測定について P. 16
14. 工業製品の残留放射線測定機器貸出について P. 17
15. 加工食品の放射能測定について P. 17

○原子力損害賠償

16. 東京電力株式会社への本賠償請求について P. 18

○相談窓口

17. 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について P. 19
18. 中小企業支援機関の経営相談窓口について P. 20

○課税の特例

19. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～ P. 21
20. ふくしま産業復興投資促進特区 ～復興特区～ P. 23

○福島県商工労働部各機関の連絡先

裏表紙

補助制度

1. 中小企業等復旧・復興支援事業

(1) 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業 ～借上・移設～

①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続するために必要となる経費の一部を補助します。

②対象者 (A,B いずれかに該当する県内の中小企業等)

- A 東日本大震災などにより工場・店舗等が「半壊」以上の被害を受けたこと。
※ 市町村が発行する罹災証明書が必要です。
- B 原子力発電所事故に伴う「警戒区域等」に工場・店舗等があること。
※ 「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域を指します。
※ 区域の見直し後についても、対象とします。

③要件

県内の空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続する中小企業等。

④支援内容

<補助対象経費> (原状を回復するための経費に限ります。)

- a 空き工場・空き店舗等の借上げ費用
 - b 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
 - c 空き工場・店舗等の改装費用
 - d 代替設備の借上げ費用
- ※ a の費用を伴わない申請は対象外です。

<補助率>

- ・全壊・警戒区域等 補助対象経費の 3/4 以内
- ・半壊 補助対象経費の 1/2 以内

<補助金額>

25 万円以上 500 万円まで (製造業者の場合、50 万円以上 2,500 万円まで)

⑤お申し込み期間

平成 25 年度第 1 回目の募集は、終了しました。

⑥お申し込み・お問い合わせ先 (お早めにご相談ください)

<お申し込み先> 最寄りの地方振興局 (地域づくり・商工労政課)
(地方振興局の連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

<お問い合わせ先>

福島県庁 企業立地課 (製造業) Tel: 024-521-7280 Fax: 024-521-7935
商業まちづくり課 (卸売・小売業) Tel: 024-521-7299 Fax: 024-521-8886
商工総務課 (サービス業他) Tel: 024-521-7270 Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp

※要綱及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」に掲載しています。

補助制度

1. 中小企業等復旧・復興支援事業

(2) 工場・店舗等再生支援事業 ～建替・購入・修繕～

①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県内中小企業の皆様が、工場・店舗等の建て替え、購入又は修繕等をして事業を再開・継続するために必要となる経費の一部を補助します。

②対象者 (A,B いずれかに該当する県内の中小企業)

- A 東日本大震災などにより工場・店舗等が「半壊」以上の被害を受けたこと。
※ 市町村が発行する罹災証明書が必要です。
- B 原子力発電所事故に伴う「警戒区域等」に工場・店舗等があること。
※ 「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域を指します。
※ 区域の見直し後についても、対象とします。

③要件 (a,b すべてに該当すること)

- a 県内において工場・店舗等を建て替え、購入又は修繕して事業再開・継続する中小企業。
- b 被災時の従業員数を維持すること。

④支援内容

<補助対象経費> (原状を回復するための経費に限ります。)

- a 工場・店舗等の建て替え費用 (土地購入・造成費用を除く)
- b 空き工場・店舗等の購入費用 (土地購入・造成費用を除く)
- c 被災した工場・店舗・設備等の修繕費用
- d 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
- e 代替設備の取得費用
※ d,e のみの申請は対象外です。

<補助率>

補助対象経費の 1/3 以内

<補助金額>

50 万円以上 500 万円まで (製造業者の場合、100 万円以上 3,000 万円まで)

⑤お申し込み期間

平成 25 年度第 1 回目の募集は、終了しました。

⑥お申し込み・お問い合わせ先 (お早めにご相談ください)

<お申し込み先> 最寄りの地方振興局 (地域づくり・商工労政課)
(地方振興局の連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

<お問い合わせ先>

福島県庁 企業立地課 (製造業) Tel: 024-521-7280 Fax: 024-521-7935
商業まちづくり課 (卸売・小売業) Tel: 024-521-7299 Fax: 024-521-8886
商工総務課 (サービス業他) Tel: 024-521-7270 Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp

※要綱及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」に掲載しています。

補助制度

1. 中小企業等復旧・復興支援事業

(3) 産業復興支援事業 ～製造業(従業員 100 人以上)の建替・購入・修繕～

①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県内中小企業等のうち、製造業(従業員 100 人以上)の皆様が、工場の建て替えや空き工場の購入、修繕等をして事業を再開・継続するために必要となる経費の一部を補助します。

②対象者 (A,B いずれかに該当する県内の中小企業等(従業員 100 人以上の製造業))

A 東日本大震災により工場が「全壊」の被害を受けたこと。

※市町村が発行する罹災証明書が必要です。

B 原子力発電所事故に伴う「警戒区域等」に工場があること。

※「警戒区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域を指します。

※ 区域の見直し後についても、対象とします。

③要件 (a～d すべてに該当すること)

a 県内被災工場の従業員数が 100 人以上であること。

b 被災時の従業員数の 8 割以上を雇用していること。

c 建て替え又は空き工場の購入場所が福島県内であること。

d 建て替え費用等が 1 億 5 千万円以上であること。

④支援内容

<補助対象経費> (原状を回復するための経費に限ります。)

a 工場の建て替え費用 (土地購入・造成費用を除く)

b 空き工場の購入費用 (土地購入・造成費用を除く)

c 被災した工場・設備等の修繕費用

d 被災した工場から設備等を移設する費用

e 代替設備の取得費用

※ d,e のみの申請は対象外です。

<補助率>

補助対象経費の 1/5 以内

<補助金額>

10 億円まで

⑤お申し込み期間

平成 25 年度第 1 回目の募集は、終了しました。

⑥お申し込み・お問い合わせ先 (お早めにご相談ください)

<お申し込み先> 最寄りの地方振興局 (地域づくり・商工労政課)

(地方振興局の連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

<お問い合わせ先>

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7280

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp

※要綱及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」に掲載しています。

補助制度

2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

～施設・設備の復旧・整備を支援します～

①制度概要

東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。

②対象者（復興事業計画の申請者） ※津波浸水地域又は警戒区域等向け

津波浸水地域又は警戒区域等を含む市町村(*)に事業所を有し、事業再開に取り組む複数の中小企業等(*)のグループ。

*津波浸水地域又は警戒区域等を含む市町村：双葉郡 8 町村、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町、飯舘村

*中小企業等：中小企業、事業協同組合等

*大企業(みなし大企業を含む)については、グループの構成員としての参加は可能ですが、原則として補助金を交付しませんので、ご注意ください。

※注意事項：交付決定後に着工・実施する事業が対象となります。

③要件（a～c すべてに該当すること）

a グループ機能の重要性（次のア～エのいずれかに該当すること）

ア サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること

イ 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと

ウ 一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること

エ 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと

b グループ機能に重大な支障

東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じ、グループ機能に重大な支障が生じていること 等

c グループで復興事業計画を策定

グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること

④支援内容（復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容）

<補助対象経費>

東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、並びに共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。

※施設の例：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など

※設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの

<補助率> 中小企業者 : 補助対象経費の 3/4 以内

中小企業者以外 : 補助対象経費の 1/2 以内

※中小企業者：中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定される者

※「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」(P. 10)を併用できます。

⑤お申し込み期間

第 10 次公募は、終了しました。

※平成 25 年度は、9 月上旬、12 月上旬にも公募を実施予定です。

⑥お申し込み・お問い合わせ先（お早めにご相談ください）

福島県庁 産業創出課	(製造業他)	Tel: 024-521-7283	Fax: 024-521-7932
商業まちづくり課	(小売・卸売業)	Tel: 024-521-7299	Fax: 024-521-8886
観光交流課	(観光業)	Tel: 024-521-7286	Fax: 024-521-7888
商工総務課	(サービス業)	Tel: 024-521-7270	Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: business@pref.fukushima.lg.jp

※要領及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」に掲載しています。

補助制度

3. 中小企業国際化支援事業 ～製造業向け補助事業～

～海外での工業製品関連の展示会や商談会参加経費の補助～

①制度概要

海外との取引拡大の支援を目的として、工業製品関連の展示会や商談会に初めて参加する中小企業者に対し、経費の一部を補助します。

②対象者 (a～c すべてに該当すること)

- a 県内に本社又は営業所がある中小企業者であること。
- b 製造業者であること。(但し、食料品製造業者を除く)
- c 海外の展示会や商談会に参加実績がないこと。

③要件

海外において工業製品関連の展示会や商談会に参加すること。
※他の補助金や助成金等と併用することはできません。

④支援内容

<補助対象経費>

- ・航空運賃
- ・現地交通費
- ・現地宿泊費
- ・通訳雇用費
- ・その他必要と認める経費(但し、出品物運送料は除く)

※展示会、商談会以外の日程に係る経費は除く。

<補助金額>

補助対象経費の 1/2 以内 (上限額 10 万円)

⑤お申し込み期間

申込受付中

⑥お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 商工総務課

Tel: 024-521-7270 Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: syokosomu@pref.fukushima.lg.jp

※要綱及び申請書等については、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」に掲載しています。

4. 海外商談・販売促進活動支援助成事業

～海外における商談、見本市等出展、販売促進活動経費の助成～

①制度概要

海外における商談または販売促進を目的として、現地での商談、見本市等への参加、店舗において販売促進活動を行う会員企業に対して、経費の一部を助成することにより今後の貿易の振興を図る。

②対象者

福島県貿易促進協議会の企業会員又は個人会員であること。

※入会をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

③要件

海外において商談または販売促進を目的として、現地での商談、見本市等への参加、店舗において販売促進活動を行うこと。

④支援内容

<助成対象経費>

- ・航空運賃
- ・現地交通費
- ・現地宿泊費
- ・通訳雇用費
- ・見本市参加経費
- ・その他必要と認める経費（但し、出品物運送料は除く）

<助成額>

助成対象経費の 1/2 以内（上限 3 万円）

⑤お申し込み期間

申込受付中

⑥お申し込み・お問い合わせ先

福島県貿易促進協議会事務局（福島県庁 県産品振興戦略課）

Tel: 024-521-7326 Fax: 024-521-7888

E-mail: trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

URL: http://www.geocities.jp/fukushima_boueki/index.html

※概要及び申請書等については、上記「福島県貿易促進協議会ホームページ」の「支援内容」に掲載しています。

資金繰り支援

5. 福島県中小企業制度資金 ふくしま復興特別資金

①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により事業活動に影響を受けた県内中小企業の皆様を支援する融資制度で、国の東日本大震災復興緊急保証等を活用しています。

②対象者（「1」、「2」いずれかに該当する中小企業者）

- 1 県内に事業所を有する中小企業者で、信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすものと認められた者（次のA～Cのいずれかを満たす者）
 - A 東日本大震災による災害（地震・津波等）により県内事業所等に損害を受けたこと。（市町村が発行する罹災証明書が必要）
 - B 原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域が公示された時に当該区域内に事業所を有していたこと。（住所地を確認できる書類が必要）
 - C 震災発生後の最近3ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては完成工事高又は受注残高）が、震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。（市町村が発行する認定書が必要）
- 2 県内に事業所を有する中小企業者で、信用保証協会の災害関係特例の要件を満たすものと認められた者（市町村が発行する罹災証明書が必要）（*）

③支援内容

- a 資金用途 運転資金、設備資金
 - b 融資限度 8,000万円
（上記「②対象者」の「1」、「2」両方に該当する場合、それぞれ8,000万円）
 - c 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）（*）
 - d 融資利率 固定 年1.5%以内
 - e 保証料率 必ず、信用保証協会の保証付きとなります。
年0.5%（責任共有制度の対象外で100%保証されます。）
 - f 担保 審査により必要になる場合があります。
 - g 保証人 法人の場合:1名以上、個人の場合:必要により
（どちらも、原則として第三者保証人は不要です。）
- *上記「②対象者」の「2」に該当する方は、上記「c」の融資期間が10年以内（うち据置2年以内）となります。（他の支援内容は同じ）

④お取り扱い期間

お取り扱い中

⑤お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご希望に添い兼ねる場合がありますことをご了承ください。

<お問い合わせ先>

福島県庁 経営金融課（金融担当） Tel: 024-521-7291 Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

6. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

(1) 県内移転先での事業継続・再開向け融資

①制度概要

原子力災害の被災区域(*)から移転を余儀なくされた中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。(今後、区域の見直しに合わせた運用を行う予定。)

②対象者

被災区域(*)に事業所を有し、その移転を余儀なくされた中小企業等。

*被災区域とは、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に指定された区域を指します。

③支援内容

- a 資金使途 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- b 融資限度 3,000万円以内
- c 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、約2週間
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

④お取り扱い期間

お取り扱い中

⑤お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4019、534-0928、534-0938、534-0948、535-7348

Fax: 024-525-4079

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

※申込書等については、上記ホームページに掲載しています。

6. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

(2) 避難解除区域等での事業継続・再開向け融資

①制度概要

旧緊急時避難準備区域又は旧屋内退避区域等に事業所を有する中小企業等が、当該地域において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。(今後、区域の見直しに合わせた運用を行う予定。)

②対象者 (A～Cいずれかに該当する県内の中小企業等)

- A 旧緊急時避難準備区域又は旧屋内退避区域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する方。
- B 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で、当該地域で事業を継続・再開する方又は事業再開の準備を行う方。
- C 警戒区域、計画的避難区域又は居住制限区域において許可を得て事業を継続・再開する方。
- D 特定避難勧奨地点に事業所を有し事業を継続・再開する方。

③支援内容

- a 資金使途 避難区域が解除された地域又は警戒区域等で事業を継続・再開するために必要な事業資金 (運転資金・設備資金)
- b 融資限度 限度額は以下のとおり (但し、月商の3ヶ月程度を目安とします。) 小規模事業者 500万円以内、それ以外の事業者 1,000万円以内 ※「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人以下) の法人・個人事業主です。
- c 融資期間 10年以内 (うち据置2年以内)
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、約2週間
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

④お取り扱い期間

お取り扱い中

⑤お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4019、534-0928、534-0938、534-0948、535-7348

Fax: 024-525-4079

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

※申込書等については、上記ホームページに掲載しています。

7. 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

①制度概要

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行います。

②対象者 (A~C いずれかに該当すること)

- A 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(P. 4)の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者
- B 施設復旧事業を行う 商工会・県商工会連合会・商工会議所
- C 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する 仮設工場、事業場等に入居する中小企業者

③支援内容

- a 資金使途 建物、構築物又は設備(原則として資産計上されるもの)の整備資金
- b 融資期間 20年以内 (うち据置5年以内)
- c 融資利率 無利子
- d 自己負担 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
- e 担保 原則として貸付対象施設を担保として徴求します。
(審査により追加担保が必要になる場合があります。)
- f 保証人 原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。
(商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)

④お取り扱い期間

お取り扱い中

⑤お申し込み・お問い合わせ先

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4075 Fax: 024-525-4079 E-mail: setubi@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

※申込書等については、上記ホームページに掲載しています。

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

8. ふくしま産業復興雇用支援事業(助成金)

～被災者を雇い入れた事業主の皆さまへ～

①制度概要

被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図るため、将来的に県内の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で被災求職者を雇用する場合に、県等の産業施策と一体となった雇用面(雇入れに係る費用)の支援をします。

②対象事業所 (A,B いずれかに該当する県内の事業所)

A 平成 23 年 3 月 11 日以降に、国又は地方自治体の補助金・融資(県が指定したものに限り)の採択を受けた事業所。

B A 以外の事業所で、県内市町村の補助金・融資(設備資金)の採択を受けた事業所、又は、県が定める成長分野、地場産業等の業種の事業所。

※選定に当たっては A の事業所を優先とします。

③要件 (対象労働者)

【対象者】 県内在住の被災求職者(平成 23 年 3 月 11 日時点で県内に所在する事業所に雇用されていた者又は県内に居住していた者。新規卒業者を含む。)

【助成対象となる雇用】

・平成 23 年 11 月 21 日以降に開始した雇用(再雇用を含む)

但し、再雇用の割合は、対象労働者の 8 割まで(新規雇用が 2 割以上)

※短時間労働者は、雇用保険の一般被保険者(週 20 時間以上)の場合に限る。

【雇用期間】「期間の定めのない雇用」又は

「1 年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」

④支給額 (雇用者 1 人当たりの支給額)

・支給対象期間は、最大 3 年間です。

(始期は、原則として支給決定日ですが、知事が別に定める場合があります。)

・3 年間の総額で最大 225 万円(1 年目 120 万円、2 年目 70 万円、3 年目 35 万円)

・短時間労働者は、3 年間の総額で最大 110 万円(各年の支給額は段階的に減額)。

※再雇用者は、一人当たりの支給額が一部減額となる場合があります。

※助成金の総額は、1 事業所につき 1 億円を上限とします。

⑤お申し込み期間・選定方法 (平成 25 年度第 2 回募集)

【受付】平成 25 年 7 月 26 日(金)から平成 25 年 8 月 2 日(金)まで(*)

*窓口受付：午後 5 時まで、郵送：締切日消印有効

【選定】県庁内の産業関連部局から構成する選定委員会で審査のうえ選定します。

⑥お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先> 最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)

(地方振興局の連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

<お問い合わせ先> 福島県庁 雇用労政課

Tel: 024-521-7290

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

雇用支援

9. 雇用調整助成金等による支援

(1) 雇用調整助成金による支援

① 制度概要

東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の一部が助成されます。

② 対象者

東日本大震災の影響(*1)により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険適用事業主。

- *1 経済上の理由によるものをいい、事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や警戒区域の指定に伴う避難など法令上の制限を理由とするものは対象になりません。(警戒区域等の外で事業継続を目指した準備活動を行っている場合は、対象となります。)

③ 要件

生産量又は売上高など事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。(*2)

- *2 円高の影響を受けている事業所は、最近3ヶ月としている生産量の確認期間を最近1ヶ月に短縮可。

④ 支援内容

休業手当等の負担相当額の2/3（中小企業の場合は4/5）が助成されます。

※労働者の解雇等を行わない場合または障害者の場合には、大企業：3/4、中小企業：9/10とします。（いずれも平成25年9月30日まで）

※上限は、対象労働者1人1日当たり7,870円

（平成24年8月1日以降に判定基礎期間の初日がある場合）

※支給限度日数は、1年間で100日、3年間で300日。

※教育訓練を実施した場合の1人1日当たりの加算額は、次のとおりです。

事業所内訓練 大企業：1,000円、中小企業：1,500円

事業所外訓練 大企業：4,000円、中小企業：6,000円

⑤ お問い合わせ先（最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。）

福島 Tel:024-534-4121、平 Tel:0246-23-1421、会津若松 Tel:0242-26-3333、
郡山 Tel:024-942-8609、白河 Tel:0248-24-1256、須賀川 Tel:0248-76-8609、
相双 Tel:0244-24-3531、二本松 Tel:0243-23-0343

（厚生労働省）URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/koyou.html

雇用支援

9. 雇用調整助成金等による支援

(2) 被災者雇用開発助成金による支援

① 新制度概要

震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。（※雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。）

② 対象労働者（A,Bいずれかに該当する方）

- A 震災により離職された方（次のa～cすべてに該当する方）
- a 東日本大震災発生時に被災地域(本県の場合、全域)において就業していた方
 - b 震災後に離職し、その後安定した職業についてのない方
 - c 震災により離職を余儀なくされた方
- B 被災地域に居住する方（次のa～cすべてに該当する方）
- a 震災後、安定した職業についてのない方
 - b 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く
 - c 震災発生日から平成24年9月30日まで、ハローワーク等で、職業相談や職業紹介等の求職活動を行った方(震災発生時、原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に居住していた方を除く。)
- ※新規学卒者については、卒業後の4月1日以降のハローワーク等の紹介による雇い入れであって、上記a～cすべてに該当する方。

③ 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、次の金額が支給されます。

短時間労働者以外 50万円（大企業）、90万円（中小企業）

短時間労働者 30万円（大企業）、60万円（中小企業）

※助成対象期間は1年間で、支給対象期（6ヶ月）ごとに半額ずつ支給されます

※対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続雇用した場合、助成金の上乗せ（中小企業は90万円、大企業は50万円）を行います。

④ お問い合わせ先（最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。）

福島 Tel:024-534-4121、平 Tel:0246-23-1421、会津若松 Tel:0242-26-3333、

郡山 Tel:024-942-8609、白河 Tel:0248-24-1256、須賀川 Tel:0248-76-8609、

相双 Tel:0244-24-3531、二本松 Tel:0243-23-0343

(厚生労働省) URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/koyou.html

10. 震災関連人材育成支援奨励金

～被災者を雇い入れた中小企業事業主の皆様へ～

①制度概要

成長分野等人材育成支援事業を拡充し、東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成します。

労働者に仕事をさせながら訓練を行う OJT も助成対象になります。

②対象者 (雇用保険の適用事業主で、A,B いずれかに該当する中小企業事業主)

A 災害救助法適用地域(福島県は全域)に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JT のみ、または Off-JT と OJT を組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

B 新規に雇い入れた被災離職者等に、Off-JT のみ、または Off-JT と OJT を組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

※対象者については他にも要件がありますので、詳細については下記⑥までお問合せください。

③要件 (支給対象となる職業訓練コース・職業訓練計画)

1 つ以上の職業訓練コース(訓練目標ごとに設定される一連のカリキュラム)から成る職業訓練計画(次の a～c すべてに該当すること)を作成していただきます。

a 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること。

b 1 コースの訓練時間が 10 時間以上であること。

c 職業訓練計画の実施期間が、原則として 1 年以内であること。

※OJT による職業訓練を行う場合、次の a～c すべての要件が必要です。

a 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも 1 コースには Off-JT による訓練が含まれていること。

b 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること。

c OJT による職業訓練の時間数が、職業計画全体の総時間の 9 割以下であること。

④支援内容 (支給額)

Off-JT：事業主が負担した訓練費用

OJT：対象労働者 1 人につき 1 時間あたり 600 円

(1 コース当たりの上限は、合計 20 万円(*1) 1 人当たり 3 コースまで(*2))

*1 Off-JT で大学院を利用した場合、支給額の上限は 50 万円。

*2 Off-JT のみを実施する場合、コース数の上限はありません。

⑤お申し込み期間

平成 25 年度末までに受給資格認定申請書を提出すること。

※訓練計画開始の日の前日から起算して 1 カ月前までに提出すること。

※当該提出日から起算して 6 カ月以内に訓練を開始するものであること。

⑥お申し込み・お問い合わせ先

最寄りの各ハローワーク(前ページ「④お問い合わせ先」をご覧ください。)

福島労働局 職業対策課 〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階

Tel: 024-529-5409, 5438 Fax: 024-536-4211

(厚生労働省) URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/koyou.html

空き工場、仮設店舗・仮設工場

11. 空き工場、倉庫、工場用地等の紹介について

①制度概要

事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様等を支援するため、空き工場、倉庫、工場用地等の情報を提供しています。

下記、お問い合わせ先へ、お気軽に御連絡ください。

②お問い合わせ先

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7916

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www4.pref.fukushima.jp/investment/> E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp

12. 仮設店舗、仮設工場の整備 ～中小機構事業～

①制度概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称「中小機構」)が、東日本大震災の被災地域において、事業活動を再開する複数の中小企業者の皆様にご入居いただく仮設施設(店舗・事務所・工場等)を整備して、市町村に一括して貸与します。

市町村が、入居条件を決定して、中小企業者の皆様にお貸しします。

②標準的な施設仕様

※早期かつ多くの方々へ提供するために、標準的な仕様での整備をお薦めしています。

<建物の形式> 工場で規格部材を製造し現地で組立てる「システム建築」方式による整備(軽量鉄骨造など、鋼板屋根、組立パネル壁、合板床(耐荷重 290Kg/m²程度)またはコンクリート床)

<区画面積> 早期に多数の皆様にご入居いただくために、店舗・事務所は 50 m²程度/区画、工場は 100 m²程度/区画を想定していますが、具体的には市町村と中小機構で協議して決定します。

<主な装備> 電源: 単相(低圧)電力(必要に応じて三相(動力)電力)
上水・排水: 1区画あたり1カ所の給水口・生活排水口
電話: 電話回線引込口設置(回線契約は入居者が行って下さい。)
トイレ: 施設全体で1カ所の共同水洗トイレ

③入居条件等

- 入居条件は市町村が決定しますが、賃料は原則無料とする予定です。(水道光熱費は入居者にご負担頂きます。)
- 市町村の判断により、中小企業以外に商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合、大企業や被災していない企業等も入居いただける場合があります。
- 用地は市町村にご用意頂きます。(民有地や国有地等の活用も可能です。)

④お問い合わせ先

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島(中小機構)

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま7階

Tel: 024-529-5113

URL: <http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/index.html>

13. 工業製品の残留放射線測定について

県内の事業所の皆様を対象に、工業製品の残留放射線量測定を行っております。詳細については、各機関にお問い合わせください。

(1) 県機関(無料)

福島県ハイテックプラザ

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：県内全域 ○測定形態：試料持込

○測定機器：GM サーベイメータ

<http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/reconstruct/reconstruct-02.html>

福島県ハイテックプラザ

郡山市待池台 1-1-2

Tel: 024-959-1739

福島県ハイテックプラザ いわき技術支援センター

いわき市常磐下船尾町杭出作 23-32 Tel: 0246-44-1475

(2) その他の実施機関(無料)

(財)材料科学技術振興財団 (福島県ハイテックプラザ福島技術支援センター内)

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：県内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：Si 半導体式サーベイメータ, NaI サーベイメータ, Ge 半導体検出器

福島市佐倉下字附ノ川 1-3 Tel: 090-3470-6954, 7760

<http://www.mst.or.jp/support/information/informationcontents/information065.html>

福島市産業交流プラザ (福島市役所)

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：福島市内 ○測定形態：出張訪問

○測定機器：GM サーベイメータ

福島市三河南町 1-2-0 Tel: 024-525-4022

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/19/5268.html>

いわき市環境監視センター (いわき市役所)

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：いわき市内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：Si 半導体式サーベイメータ

いわき市小名浜大原字六反田 2-2 Tel: 0246-54-1585

http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bukyoku/seikatsukankyobu/kanshicenter/radio_ray_check.html

サンライフ南相馬 (ゆめサポート南相馬)

○受付日：月～木曜日 ○対象企業：南相馬市内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：GM サーベイメータ

南相馬市原町区小川町 332-1 Tel: 0244-25-3310

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/shinsai2/jigyousyo/kougyouseihsokutei.jsp>

風評対策

14. 工業製品の残留放射線測定機器貸出について

県内の事業所の皆様を対象に、自社内の工業製品の残留放射線量を測定するための放射線測定機器の貸し出しを行っております。(無料)

○貸出窓口

お近くの地方振興局に電話等でご予約のうえ、貸し出しを受けてください。
なお、貸出の詳細については各地方振興局企画商工部にお問合せください。

○貸出期間：2泊3日以内

○貸出機器：GMサーベイメータ他

県北地方振興局 Tel: 024-523-2364

会津地方振興局

Tel: 0242-29-5292

県中地方振興局 Tel: 024-935-1292

相双地方振興局

Tel: 0244-26-1117

県南地方振興局 Tel: 0248-23-1546

いわき地方振興局

Tel: 0246-24-6006

15. 加工食品の放射能測定について

県内の食品加工業者の皆様を対象に、加工食品の放射能測定を行っております。

(1) 県機関(無料)

福島県ハイテックプラザ

○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込 ○検出下限値：10Bq/kg 程度
<http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/reconstruct/reconstruct-03.html>

福島県ハイテックプラザ

郡山市待池台1-12

Tel: 024-959-1911

福島県ハイテックプラザ 会津若松技術支援センター

会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番 1 Tel: 0242-39-2974

(2) 県の補助事業による実施機関(無料)

商工会議所・商工会 (26ヶ所)

○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込 ○検出下限値：25Bq/kg 程度
<機器配置> **Ge半導体検出器**：各商工会議所、南会津町商工会(本所)
NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ：飯野町商工会、あだたら商工会(安達振興センター)、保原町商工会、本宮市商工会(本所)、国見町商工会、熱海町商工会、富久山町商工会、安積町商工会、岩瀬商工会、船引町商工会、都路町商工会、石川町商工会、小野町商工会、ひがし商工会、中島村商工会、塙町商工会、あいづ商工会(北会津)、きたかた商工会(山都地区センター)、猪苗代町商工会、会津美里町商工会(本郷支所)、只見町商工会、鹿島商工会、川内村商工会、四倉町商工会、好間町商工会

<補助事業について> 福島県庁 産業創出課 (Tel:024-521-7283)

16. 東京電力株式会社への本賠償請求について

(1) 請求方法

- ①東京電力株式会社より「請求書」が郵送された方は、必要事項を御記入のうえ、下記の〔書類郵送先〕東京電力株式会社宛に直接郵送してください。
- ②今回初めて請求する方や、東京電力株式会社に連絡している御郵送先に変更がある方は、下記の福島原子力補償相談室(コールセンター)にお問い合わせください。

(2) 対象期間

事故発生日(平成23年3月11日)から同年8月末日までの損害に加え、同年9月1日以降、3ヶ月ごとの損害について、請求を行うことができます。

また、避難指示区域等の事業者は、平成24年7月1日以降、一定期間までの賠償金を一括請求できる方式も利用できます。

(3) 主な損害項目等

- A 政府による避難等の指示等による損害
- ・営業損害：避難等による減収分
 - ※平成24年3月以降に生じた事業利益は、減収分から差し引きません。
- B 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
- ・営業損害(加工・流通業)：出荷制限指示等による減収分
- C いわゆる風評被害
- ・観光業の風評被害：解約・予約控え等による減収分
 - ・製造業、サービス業等の風評被害：買い控えや取引停止等による減収分
- D いわゆる間接被害
- ・営業損害：第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主の減収分
- E 営業用財産の財物損害
- ・避難指示区域内の建物、給排水設備などの償却資産や商品・製品などの棚卸資産の財物価値の喪失分

福島原子力補償相談室 (コールセンター) ※東京電力株式会社が設置
Tel: 0120-926-404 (フリーダイヤル) 受付時間：午前9時～午後9時 (毎日)
〔書類郵送先〕〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号) 東京電力株式会社 宛

○福島県の問い合わせ窓口 (福島県庁 原子力賠償支援課内)

Tel: 024-523-1501 受付時間：午前8時半～午後8時 (月～金)
(毎週水・金曜日の午後1時～5時は、弁護士による法律相談を行っています。)

○その他のお問い合わせ窓口

原子力損害賠償紛争解決センター Tel: 0120-377-155 (平日10時～17時)
原子力損害賠償支援機構 Tel: 0120-01-3814 (毎日10時～17時)

17. 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

(1) 福島県産業復興相談センター

東日本大震災及び原子力災害の影響により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の二重債務問題に対応し、事業者の事業再開や事業再生を図るため、公益財団法人福島県産業振興センター（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定支援機関）が、新たに「福島県産業復興相談センター」を設置し、被災事業者からの相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、地区毎に個別相談会を開催しております。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

〒960-8034 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階
Tel: 024-573-2561 Fax: 024-573-2566
※相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
URL: <http://www.utsukushima.net/sinsai/soudan.html>

○福島県産業復興相談センター地域事務所

県内全域からの相談に迅速に対応するため、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「福島県産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、各商工会へお問い合わせください。

(2) 株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構

政府の100%出資により設立された「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」においても、事業者の事業再開や事業再生に向けた支援を行っています。

■郡山出張所 Tel: 080-9568-6063
〒963-8002 福島県郡山市駅前1-14-3 MS駅前ビル2階
※毎週水曜日に相談会を開催しています。（事前に連絡をお願いします。）
■仙台本店 業務部 Tel: 022-393-8550
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 第一生命タワービル19階
■東京本部 業務部 Tel: 03-6268-0180
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2-2 三井ビルディング10階
URL: <http://www.shien-kiko.co.jp>

<お問い合わせ先>

福島県庁 経営金融課(金融担当)

Tel: 024-521-7291

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

(公財)福島県産業振興センター 総務企画課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4070

Fax: 024-525-4079

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net/>

※上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

18. 中小企業支援機関の経営相談窓口について

(1) 相談窓口(無料)

相談を受けた各中小企業支援機関のスタッフが、ご相談企業様の経営問題や課題を整理し、適切な助言をいたします。

※なお、下記の「相談例」はあくまで例示であり、相談先窓口及び相談内容を限定するものではありません。

中小企業全般 → **福島県経営支援プラザ** (福島県産業振興センター)
コラッセふくしま 2階 Tel: 024-525-4039
※相談例：風評被害による売上減少を改善したい。

主に地域の
小規模事業者 → **最寄りの各商工会・商工会議所等**
※相談例：資金繰りを改善したい。

主に
組合等 → **福島県中小企業団体中央会**
コラッセふくしま 10階 Tel: 024-536-1261
※相談例：震災による来店者の減少を改善したい。

その他の
事業所 → **中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島**
((独)中小企業基盤整備機構)
コラッセふくしま 7階 Tel: 024-529-5113
※ 震災対応として、窓口相談と専門家チームによるアドバイスを実施。

一般
(労働者/使用者) → **福島県中小企業労働相談所** (県雇用労政課)
県庁西庁舎 10階 Tel: 0120-610-145 (フリーダイヤル)
※相談例：解雇や賃金について相談したい。

(2) 専門家派遣

より高度・専門的な支援が必要な場合、中小企業診断士や公認会計士、生産管理の豊富な経験を持つ企業 OB 等、ご相談企業様の経営問題や課題の解決に適した専門家を派遣します。

<専門家<u>の例</u>>

中小企業診断士、税理士、公認会計士、経営コンサルタント、技術士、情報処理技術者、生産管理や営業など豊富な知識と経験を持つ企業実務経験者等

19. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～

(1) 既存事業者(個人事業者又は法人)向け

①制度概要

避難解除区域等の事業者の皆様が事業用設備等への投資や雇用を促進するため、法人税(所得税)及び地方税について、課税の特例措置を行います。

②対象者 (福島復興再生特別措置法)

- ・避難対象区域(*)内に平成23年3月11日において事業所が所在していたこと。
- *避難対象区域：緊急時避難準備区域(H23.9.30解除)、警戒区域及び計画的避難区域。(区域見直しによる帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を含む。)

③区域 (福島復興再生特別措置法)

- ・避難解除区域等(*)内において事業用設備等への投資や雇用を行うこと。
- *避難解除区域(避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域)及び避難指示解除準備区域、居住制限区域。(居住制限区域等では、市町村長等の許可が必要。)

④支援内容 (福島復興再生特別措置法)

A 事業用設備等に係る特別償却等(法第26条)

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除
※避難解除の日から5年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

B 法人税等の特別控除(法第27条)

原子力災害による被災被用者(*)の給与等支給額の20%を法人税(所得税)から税額控除
*原子力災害による被災被用者：平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者
※避難解除の日から3年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

C 地方税の課税免除又は不均一課税(法第28条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税
* A、Bはいずれかの選択適用。
* Cは、Aの特例の適用を受ける施設等が対象。

⑤手続き

A～Cそれぞれ、事前に、福島県知事の「確認」手続きが必要です。(受付中)

⑥お申し込み・お問い合わせ先

<確認申請先> 各地方振興局 県税部が窓口です。

県北地方振興局	Tel: 024-523-4698	相双地方振興局	Tel: 0244-26-1126
県中地方振興局	Tel: 024-935-1251	いわき地方振興局	Tel: 0246-24-6032
県南地方振興局	Tel: 0248-23-1517		
会津地方振興局	Tel: 0242-29-5251	南会津地方振興局	Tel: 0241-62-5213

<お問い合わせ先>

福島県庁 税務課

Tel: 024-521-7068

Fax: 024-521-7905

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: zeimu@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

19. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～

(2) 新規立地事業者等向け ～企業立地促進計画～

① 制度概要

避難解除区域等における事業用設備等への新規投資や雇用を促進するため、法人税(所得税)及び地方税について、課税の特例措置を行います。

② 対象者 (企業立地促進計画)

避難解除等区域復興再生推進事業(*)を実施する個人事業者又は法人。

*避難解除等区域復興再生推進事業は、福島特措法施行規則第3条各号に掲げる事業

第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業

第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業

第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業

第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。

③ 区域 (企業立地促進計画)

企業立地促進区域(*)内において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

*避難解除区域 (避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域)及び避難指示解除準備区域、居住制限区域。(居住制限区域では、対象事業の制限あり。)

④ 支援内容 (福島復興再生特別措置法)

A 事業用設備等に係る特別償却等(法第23条)

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

B 法人税等の特別控除(法第24条)

原子力災害による被災被用者(*)の給与等支給額の20%を法人税(所得税)から税額控除

*原子力災害による被災被用者：平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者

C 地方税の課税免除又は不均一課税(法第25条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

* A、Bはいずれかの選択適用。

⑤ 手続き (避難解除等区域復興再生推進事業実施計画)

事前に、福島県知事の「認定」手続きが必要です。(受付中)

⑥ お申し込み・お問い合わせ先

<認定申請先> 各地方振興局 地域づくり・商工労政課が窓口です。

県中地方振興局 Tel: 024-935-1292 相双地方振興局 Tel: 0244-23-0125

<お問い合わせ先>

福島県庁 復興・総合計画課

Tel: 024-521-8629

Fax: 024-521-7911

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: tokusohou@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

20. ふくしま産業復興投資促進特区 ～復興特区～

①制度概要

製造業等の事業者の皆様の新・増設や雇用を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。

②対象者（復興推進計画）

次の7業種のいずれかに該当する事業者であること。

- ・輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業

※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。

③区域（復興推進計画）

復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。

- ・県内59市町村の工業団地や工業専用地域等777ヶ所を設定しています。

※具体的には、住所(地番)で設定しています。

④支援内容（東日本大震災復興特別区域法）

A 新規立地促進税制(法第40条)

新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税(再投資準備金の損金算入,再投資の特別償却)

B 事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)

機械・装置、建物・附属設備,構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

C 法人税等の特別控除(法第38条)

被災被用者(福島県民等)の給与等支給額の10%を法人税(所得税)から税額控除

D 研究開発税制の特例等(法第39条)

取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除(法人税・所得税)

E 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

* A～Cはいずれかの選択適用。また、EはA B Dに係る指定を受けた場合のみ適用。

⑤手続き（指定法人事業実施計画書、指定事業者事業実施計画書）

A～Dそれぞれ、事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)

⑥お申し込み・お問い合わせ先

<指定申請先>

県内各市町村の企業立地担当課が窓口です。

<お問い合わせ先>

県内各市町村の企業立地担当課

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7882

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「福島県からのお知らせ」欄の「中小企業向け復旧・復興支援策について」をご覧ください。

福島県商工労働部各機関の連絡先

福島県庁商工労働部

(各課共通)〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁西庁舎 10 階		
商工総務課	Tel:024-521-7270	Fax:024-521-7930
経営金融課(商工団体担当)	Tel:024-521-7288	Fax:024-521-7931
経営金融課(金融担当)	Tel:024-521-7291	Fax:024-521-7931
雇用労政課	Tel:024-521-7289、7290	Fax:024-521-7931
企業立地課	Tel:024-521-7280、7882	Fax:024-521-7935
産業創出課	Tel:024-521-7283、8286	Fax:024-521-7932
商業まちづくり課	Tel:024-521-7126、7299	Fax:024-521-8886
産業人材育成課	Tel:024-521-7829、7300	Fax:024-521-7932
観光交流課	Tel:024-521-7286、7287	Fax:024-521-7888
空港交流課	Tel:024-521-7127	Fax:024-521-7913
県産品振興戦略課	Tel:024-521-7296、7326	Fax:024-521-7888

福島県商工労働部出先機関

計量検定所	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁西庁舎 1 階	Tel:024-521-7655	Fax:024-521-7978
ハイテクプラザ	〒963-0215 郡山市待池台1丁目12番地	Tel:024-959-1741	Fax:024-959-1761
福島技術支援センター (繊維・材料科)	〒960-2154 福島市佐倉下字附ノ川 1-3	Tel:024-593-1121	Fax:024-593-1125
会津若松技術支援センター (醸造・食品科、産業工芸科)	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88-1	Tel:0242-39-2100	Fax:0242-39-0335
いわき技術支援センター (機械・材料科)	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町杭出作 23-32	Tel:0246-44-1475	Fax:0246-43-6958
県立テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山 5 番地	Tel:024-944-1663	Fax:024-943-7985
県立テクノアカデミー会津	〒969-3527 喜多方市塩川町御殿場 4 丁目 16 番地	Tel:0241-27-3221	Fax: 0241-27-3312
県立テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区菟浜字巢掛場 45 番地の 112	Tel:0244-26-1555	Fax: 0244-26-1550

福島県各地方振興局(地域づくり・商工労政課)

県北地方振興局	〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階	Tel:024-523-2364	Fax: 024-523-2328
県中地方振興局	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号	Tel:024-935-1323	Fax: 024-939-4674
県南地方振興局	〒961-0971 白河市昭和町 269 番地	Tel:0248-23-1546	Fax: 0248-23-1509
会津地方振興局	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	Tel:0242-29-5292	Fax: 0242-29-5228
南会津地方振興局	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲 4277 番地1	Tel:0241-62-5207	Fax: 0241-62-5209
相双地方振興局	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地	Tel:0244-26-1117	Fax: 0244-26-1120
いわき地方振興局	〒970-8026 いわき市平字梅本 15 番地	Tel:0246-24-6007	Fax: 0246-24-6019